

平成 23 年 10 月 8 日

受益者のみなさまへ

三菱UFJ 投信株式会社

**「三菱UFJ 資産設計ファンド(分配型/バランス型/株式重視型)」([愛称] “地球ゴマ”)
における指定投資信託証券の変更について**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、表題のファンドは、各指定投資信託証券への投資を通じてさまざまな資産クラスに投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行っております。

この度、投資対象とする投資信託証券(指定投資信託証券)に関する約款変更を下記のとおり行いましたので、お知らせ申し上げます。

なお、このお知らせに関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 指定投資信託証券の入れ替え

ファンドの投資助言会社である三菱アセット・ブレインズ株式会社の投資助言をもとに、運用成果の向上をめざし、以下の指定投資信託証券の入れ替えを行います。新たに組入れる指定投資信託証券は信託約款の付表に追加いたします。

指定投資信託証券の入れ替えを行う資産クラス：海外債券

・ 組入れから除外する指定投資信託証券：

・ 名 称： **ゴールドマン・サックス 計量海外債券ファンド(適格機関投資家専用)**

・ 新たに追加する指定投資信託証券：

・ 名 称： **アライアンス・バーンスタイン・グローバル(除く日本)債券ファンド
- 2 (適格機関投資家専用)**

・ 運用会社 **アライアンス・バーンスタイン株式会社**

・ 設定日 平成 23 年 10 月 7 日

・ 基本方針 信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

新たに追加する指定投資信託証券の詳細につきましては、別紙「投資信託証券の概要」をご参照ください。

2. 指定投資信託証券からの除外

平成 22 年 10 月に全売却し、組入れからの除外が完了しました**ゴールドマン・サックス G T A A ファンド (適格機関投資家専用)** を指定投資信託証券から除外し、信託約款の付表から削除します。

3. 約款変更日：平成 23 年 10 月 8 日 (土)

4. 指定投資信託証券および運用会社一覧

本件、約款変更後の指定投資信託証券および運用会社の一覧は、以下のとおりです。

資産	資産クラス	指定投資信託証券	運用会社
株式	日本株式	T & D アクティブバリュー FOF's 用 (適格機関投資家専用)	T & D アセットマネジメント
		三菱 U F J 日本株スタイル・ミックス・ファンド (適格機関投資家限定)	三菱 U F J 投信
		ストラテジック・バリュー・オープン F (適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント
	海外株式	ING・グローバル高配当株式ファンド FD (適格機関投資家専用)	アイエヌジー投信
		JPM 海外株式・ダイナミック・ファンド F (適格機関投資家専用)	J P モルガン・アセット・マネジメント
		MFS 外国株グロース・ファンド F (適格機関投資家専用)	MFS インベストメント・マネジメント
エマージング株式	シュローダー・グローバル・エマージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)	シュローダー証券投信投資顧問	
	バインブリッジ新成長国株式ファンド FOFs 専用 (適格機関投資家専用)	バインブリッジ・インベストメンツ	
債券	日本債券	三菱 U F J 日本債券ファンド F (適格機関投資家限定)	三菱 U F J 投信
		ノムラ日本債券オープン F (適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント
	海外債券	LM・グローバル・ボンド・ファンド (適格機関投資家専用)	レグ・メイソン・アセット・マネジメント
		ゴールドマン・サックス 計量海外債券ファンド (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント
	エマージング債券	アライアンス・バーンスタイン・グローバル (除く日本) 債券ファンド - 2 (適格機関投資家専用)	アライアンス・バーンスタイン
	アライアンス・バーンスタイン・エマージング市場債券ファンド B (適格機関投資家専用)	アライアンス・バーンスタイン	
ハイイールド債券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン)	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー	
	エマージング・マーケット・デット・ポートフォリオ (適格機関投資家限定)		
	インベスコ グローバル・ハイ・イールド・ファンド F (適格機関投資家専用)	インベスコ投信投資顧問	
オルタナティブ資産	不動産投資信託	ワールド・リート・マザーファンド	三菱 U F J 投信 (シービー・リチャードエリス・グローバル・リアルエステート・セキュリティーズ・エルエルシー)
		MUAM G - REIT マザーファンド	三菱 U F J 投信
	絶対収益追求型運用	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・通貨戦略ファンド (FOFs 専用)	アライアンス・バーンスタイン
	グローバル・アセット・モデル・ファンド F (適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント	

運用会社名 () 書きは、再委託会社名です。

上図に掲げる全ての指定投資信託証券に投資を行うとは限りません。

今後、上記の記載内容が変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の指定投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

以上

• 本件に関するお問い合わせ

三菱 U F J 投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く 9:00～17:00)

• お客さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社の支店へお問い合わせください。

投資信託約款の新旧対照表

三菱UFJ 資産設計ファンド（分配型）
 三菱UFJ 資産設計ファンド（バランス型）
 三菱UFJ 資産設計ファンド（株式重視型）

変更前（旧）	変更後（新）
<p>（付表）</p> <p>3．約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。</p> <p>（中略）</p> <p>追加型証券投資信託 [ゴールドマン・サックス 計量海外債券ファンド（適格機関投資家専用）]</p> <p><追加></p> <p>（中略）</p> <p>追加型証券投資信託 [ゴールドマン・サックス GTA Aファンド（適格機関投資家専用）]</p> <p>（後略）</p>	<p>（付表）</p> <p>3．約款第17条第1項に規定する「別に定める投資信託証券」とは次のものをいいます。</p> <p>（中略）</p> <p><同左></p> <p><u>追加型証券投資信託 [アライアンス・バーンスタイン・グローバル（除く日本）債券ファンド - 2（適格機関投資家専用）]</u></p> <p>（中略）</p> <p><u><削除></u></p> <p>（後略）</p>

アライアンス・バーンスタイン・グローバル（除く日本）債券ファンド - 2（適格機関投資家専用）
投資信託証券の概要

ファンド名	アライアンス・バーンスタイン・グローバル（除く日本）債券ファンド - 2（適格機関投資家専用）
形態	証券投資信託
設定日	平成23年10月7日
信託期間	無期限
基本方針	信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。
投資対象	アライアンス・バーンスタイン・海外債券マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、日本を除く世界各国の投資適格格付けの公社債等（以下、「投資適格債」といいます。）に投資することにより信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。マザーファンドの受益証券の組入比率は、高位に維持することを原則とします。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資するため、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引およびクレジットデリバティブ取引等を行うことができます。</p> <p>実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。</p>
マザーファンドの投資態度	<p>主として日本を除く世界各国の投資適格債等に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。原則として、取得時に格付機関により投資適格格付け（BBB 格相当以上）を得ている公社債としますが、格付けを得ていない場合でも、委託者が投資適格債に相当すると判断した場合は投資を行う場合もあります。</p> <p>公社債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。</p> <p>外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替エクスポージャーの調整を行うことがあります。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資するため、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引およびクレジットデリバティブ取引等を行うことができます。</p>
ベンチマーク	シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
主な投資制限	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

	<p>株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。</p> <p>投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</p>
ファンドの関係法人	<p>委託会社：アライアンス・バーンスタイン株式会社 受託会社：住友信託銀行株式会社 マザーファンドの投資顧問会社：アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド</p>
信託報酬	純資産総額の年0.6405% (税抜 年0.61%)
信託財産留保額	ありません。

シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)とは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化した債券インデックスです。